

# 業務指示書

## バングラデシュ国ダッカ都市交通戦略計画改訂プロジェクト（有償勘定技術支援）

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年11月27日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 山崎 みさ Yamasaki.Misa@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年12月2日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

#### 1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（ ） 認めます。

（○） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するものれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：公共交通整備計画に係る各種調査業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(○) (1) と (2) を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

( ) (1) と (2) を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

#### (2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

#### (3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（バングラデシュ及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年12月6日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写 4部  
見積もり 正1部 写 1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第9.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び算出根拠

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
現地再委託に係る経費、国内再委託に係る経費
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BDT1 = 1.292 円 , US\$1 = 98.25 円 , EUR1 = 135.08 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：12月12日(木) 16:00～17:45

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 本部 208会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課・第三課まで報告するものとし、

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課・三課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。

b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第8により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/総合都市交通計画  
都市開発計画  
軌道系交通計画

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

18.00 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年12月20日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の経験・能力

②本件業務の実施方針

③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

#### (3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

#### (4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

### 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

#### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上



プロポーザル評価表

バングラデシュ国ダッカ都市交通戦略計画改訂プロジェクト（有償勘定技術支援）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦/現地）	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(40.00)	
(1) 業務指示書の理解度	4.00	
(2) 業務方針的確性	8.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	10.00	
(4) プロジェクト運営・技術移転計画（専門家、機材、研修員受入等）の妥当性	12.00	
(5) 事前のカリキュラム・テキスト作成等国内作業計画の妥当性		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション（業務方針的確性、現実性等）	6.00	
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
1) 業務主任者の経験・能力 総括/総合都市交通計画	(26.00)	(21.00)
イ 類似業務の経験	8.00	6.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	2.00
ハ 語学力	4.00	3.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	4.00	3.00
ホ その他学位、資格等	3.00	2.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション（専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等）	5.00	5.00
2) 業務管理グループの管理体制	-	(5.00)
イ 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(24.00)	
1) 担当事項：都市開発計画	(12.00)	
イ 類似業務の経験	6.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	1.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	2.00	
2) 担当事項：軌道系交通計画	(12.00)	
イ 類似業務の経験	6.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	1.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	2.00	
3) 担当事項：	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



## (補足説明)

### 1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

### 2. 契約変更手続きについて

#### (1) 要員計画の確定・変更

##### ● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

##### ● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

##### ● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

#### 【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

#### (2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

#### (3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

- 変更により契約金が増額になる場合
  - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
    - (ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
    - (イ)契約交渉
    - (ウ)変更契約書締結による変更承認
  - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合
    - (ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）
    - (イ)変更契約書締結
- 変更により契約金額が減額になる場合
  - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
    - (ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
    - (イ)契約交渉
    - (ウ)変更契約書締結による変更承認
  - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下
    - (ア)精算時戻入

**【留意事項】**

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

バングラデシュ国の首都であるダッカ市は、その都市圏(Dhaka Metropolitan Area: DMA)に930万人の人口(2011年)を有している。DMAの都市交通は道路交通に大きく依存しており、慢性的な交通渋滞が深刻な問題となっている。またDMAの人口は2025年には1,570万人にも増加すると予測されていることに加え、同国の経済成長により自動車の普及が更に進むことが予想されている。

バングラデシュ国政府は2005年、世界銀行の協力を得て、DMAを対象としたダッカ都市交通戦略計画(Strategic Transport Plan for Dhaka: STP)を策定した。STPでは2024年までの20年間を対象とした都市交通政策が立案され、事業実施及び維持管理のための組織体制の確立、BRT3路線及びMRT3路線の合計110kmの都市公共交通システムのネットワークの提案、合計330kmの都市高速道路の整備を優先課題として提示した。

JICAは、2009年から2011年にかけてダッカ交通調整局(DTCA)をカウンターパート(C/P)機関とした「ダッカ都市交通網整備事業準備調査(DHUTS)」(フェーズ1及び2)を実施し、STPのレビューや交通需要の見直しを行った。その結果、MRT6号線が優先プロジェクトとして選定され、同線の事業実施妥当性の技術的及び経済的な検証を経て、JICAは2013年2月に、同線に対する円借款契約を調印した。また、世界銀行(WB)とアジア開発銀行(ADB)はBRT3号線に対する支援を推進しており、現在詳細設計を進めている。

しかし、この2路線以外の進捗はなく、市内の混雑は激化していることに加え、DMA郊外部において大規模なニュータウンの開発が進んでいる。特に郊外部の人口増加のペースはSTPの想定を上回っていることから、交通渋滞は一層深刻になることが予想される。これらダッカの交通混雑解消の課題に対処していくためには、軌道系交通機関を軸とする都市公共交通システムの整備が不可欠である。また策定後8年が経過したSTPを最新の調査を用いて改訂するとともに、次期優先プロジェクトを速やかに選定し、事業化に向けた予備的な検討を行う必要がある。

このような状況下、DTCAはJICAに対してSTP改訂についての技術協力の要請を行い、これを受けてJICAは2013年6月下旬に予備調査を行い、10月10日にDTCAと本業務に係る合意文書(R/D)を締結した。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクトの目的

バングラデシュ国ダッカ都市圏(DMA)において、都市交通戦略計画(STP)が改訂されることにより、交通渋滞や環境悪化の改善に向けた政策目標やロードマップが明確になる。

#### (2) 期待される成果

- 1) ダッカ都市圏(DMA)の短期(10年後)・中長期(20年後)の都市交通戦略計画が策定される。
- 2) 次期優先プロジェクトが選定される。
- 3) 交通量調査、需要予測、データ分析等の手法が、OJTやワークショップを通

じてバングラデシュ国側へ技術移転される。

(3) 対象地域

【参考資料1】の**対象地域①**エリア（ダッカ県、ガジプール県、マニクゴンジ県、ムンシゴンジ県、ナラヤンゴンジ県、ノルシンジ県）の中からバングラデシュ側と協議の上、絞込み確定予定（同参考資料の**対象地域②**参照）

(4) 関係官庁・機関

ダッカ交通調整局 (DTCA)  
運輸省 (MOC)  
鉄道省 (MOR)  
住宅公共事業省 (MOHPW)  
地方自治局 (LGD)  
首都圏開発庁 (RAJUK)  
バングラデシュ国鉄 (BR)  
ダッカ市役所 (DCC) — 北部管轄 (DNCC)・南部管轄 (DSCC)  
ダッカ都市交通公社 (DMTC)  
ダッカ BRT 会社 (Dhaka BRT)  
運輸省道路局道路・国道部 (RHD)  
バングラデシュ橋梁公社 (BBA)  
地方行政技術局 (LGED)  
バングラデシュ官民パートナーシップ事務局 (PPP0)  
バングラデシュ工科大学 (BUET)

(5) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

- 1) ダッカ都市交通プロジェクト形成調査 (2006年～2008年)・
- 2) ダッカ都市交通網整備事業準備調査 (DHUTS) (フェーズ1、2) (2009年～2011年) (STPのレビュー、MRT6号線のF/S)・
- 3) ダッカ都市交通整備事業 (2013年～) (MRT6号線の円借款)・
- 4) ダッカ都市交通法整備支援 (2013年～) (都市鉄道に係る法制度・技術基準類の整備)
- 5) ダッカ都市交通マネジメントプロジェクト (2013年～) (道路交通マネジメント)

(6) プロジェクトの協力期間

2014年1月から2015年5月 (17ヵ月間)

### 3. 業務の目的

本業務は、策定後8年が経過したダッカ都市交通戦略計画 (STP) を最新の調査を用いて改訂するとともに、次期優先プロジェクトを速やかに選定し、事業化に向けた予備的な検討を行うことを目的として実施するものである。

### 4. 業務の範囲

本業務は、2013年10月10日に当機構とDTCAとの間で署名された合意文書 (R/D) に基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7.

成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 本業務の重点

本業務は、STP の改訂を行うものであるが、特に DMA 郊外部におけるニュータウン開発に着目して、需要予測のアップデートを行い、都市公共交通システムのネットワーク計画を見直すことに重点を置くこととする。その中でも、軌道系公共交通機関の導入は必須であるところ、この中から次期優先プロジェクトを選定して予備的な検討を行い、次の協力準備調査へと道筋をつけていくことが目的である。

STP に記載の道路整備計画については、上記と連動した郊外部への延長や整備順序の見直しに主眼を置き、その他の交通管理計画、キャパシティービルディングなどについては、最新の状況や計画の取り込み、DHUTS の調査結果の反映、上記見直し計画に伴う修正を行うものとする。

### (2) 都市公共交通システムのネットワーク計画の対象地域

STP や DHUTS では、計画対象地域は DMA エリアの約 400k m<sup>2</sup>となっていたが、DMA 郊外部における急速な開発に伴い、DTCA の管轄エリアが 6 県（ダッカ県、ガジプール県、マニクゴンジ県、ムンシゴンジ県、ナラヤンゴンジ県、ノルシンジ県）・約 7,400k m<sup>2</sup>に拡大されたため、DTCA は STP 改訂に際してこの 6 県全域（【参考資料 1】**対象地域①**）を計画対象地域に拡大することを要望している。

しかし、これらのほとんどのエリアは、開発を保全すべきエリアと考えられる。このため、**対象地域①**の既存の都市交通や都市開発の計画やプロジェクトなどの基礎情報収集を行うものの、交通量調査や都市公共交通システムのネットワーク計画については、DMA エリア及び DMA 郊外部のうち既存交通インフラ及び大規模なニュータウン開発計画や経済特区構想等のあるエリアを含んだ**対象地域②**のエリアを想定する。具体的にはバングラデシュ側と協議しながら決める。

### (3) ダッカ都市圏（DMA）郊外部におけるゾーニング細分化

交通量調査に際し、DHUTS では大きなゾーニングであった DMA 郊外部については、今回の STP 改訂では細分化し、詳細な OD（発生集中交通量）が集計できるように工夫しなければならない。細分化が必要なエリアは、現時点では【参考資料 1】の**対象地域②**と想定している（ダッカ市内（DCC エリア）は既に細分化済み）。ゾーニングの方法については、プロポーザルで提案するとともに、当機構や国内支援アドバイザー（下記（15）参照）に相談しながら決定すること。

### (4) カウンターパート（C/P）及びバングラデシュ側の実施体制

ダッカにおける都市交通行政は、RAJUK、DNCC、DSCC、RHD、BBA、DTCA 等が分担して担っており、一元的に責任を持つ行政組織が存在していない。インフラ整備計画も、土地利用計画と交通計画のリンケージがなく個別に策定されている状況である。

本業務は、DTCA を C/P としているが、土地利用計画を担う RAJUK を始めとする他機関を巻き込むことが不可欠である。本業務に先立つ JICA の予備調査においては、これら機関を中心として調査の方向性に係る決定を行う Steering Committee (SC)

及び実務者を集めて協議する Working Group (WG) の組成につき、バングラデシュ側と合意している。この体制を十分に活用し、バングラデシュ側のオーナーシップを引き出しつつ、調査を実施していくことが肝要である。

(5) 首都圏開発庁 (RAJUK) との連携

上記の 6 県の都市計画や都市開発を担っている部署は RAJUK である。RAJUK においては、既往の開発計画である「ダッカ首都圏開発計画 (Dhaka Metropolitan Development Plan : DMDP)」(目標年次 2015 年)の改訂作業を進めている(目標年次 2035 年)。本業務においては、RAJUK と綿密な連携を図って、都市開発と交通計画の整合(都市開発⇄都市交通のルート、都市開発の順序⇄都市交通機関整備の順序、都市開発の規模⇄交通輸送力の規模など)が取れるよう、相互に連携を図って改訂作業を行うこと。

(6) ダッカ交通調整局 (DTCA) の負担軽減

MRT6 号線や BRT3 号線の各事業以外に、JICA は DTCA に対して「ダッカ都市交通法整備支援」、「ダッカ都市交通マネジメントプロジェクト」などの技術協力によって DTCA の組織支援を行っている。このため、JICA が実施している調査団同士の必要な資料や情報の共有化や SC の共同開催の検討などを行うこと。

(7) 交通量調査の結果等の持続的な活用環境の整備

STP 改訂の持続性と有効性を確保するために、交通量調査、需要予測、データ分析について、OJT やワークショップを通じて DTCA への技術移転を行うこと。また、DTCA の人材が不足する場合は、大学研究機関との連携にも活用すること。

(8) 既存の交通量調査やセンサスの有効活用

DHUTS においては、パーソントリップ調査 (DCC エリアの全世帯数の 1%、16,394 世帯)をはじめ大規模な交通量調査を実施している。また、2011 年にバングラデシュにおいてセンサスが実施されている。このため、本業務では交通量調査をゼロベースで実施するのではなく、既存の交通量調査やセンサスの結果を最大限に活用する方法を考え、それを補足する適正な交通量調査の規模・方法をプロポーザルで提案すること。

(9) パーソントリップ調査の精度確保

パーソントリップ調査は、調査員が調査票に基づき各家庭をインタビューする形式で行うものであり、収集されたゾーン間のトリップ交通量 (OD 交通量) やその属性 (性別、年齢、移動目的等) のデータの精度は、需要予測に大きく影響するものである。STP や DHUTS において実施したパーソントリップ調査は、STP ではサンプル数が少なく、DHUTS はデータの不備が多いなどの課題があった。

このため、本業務では調査員がその目的や調査項目を正確に理解した上で調査をすることが重要である。コンサルタントは調査の実施に先立ち、調査員に対して事前勉強会を行い、各調査員の理解度のレベルを確認した上で実施するなど、その精度を向上させることについてプロポーザルで提案すること。

(10) 未登録居住者への配慮



DMA には地方からの未登録居住者が多く、かつ住居を持たないために、パーソントリップ調査時に漏れてしまうグループであると同時に、DMA 人口の多くを占める母体グループでもあるために、どのように扱うか議論が必要である。その対応策をプロポーザルで提案するとともに、当機構や国内支援アドバイザーに相談しながら決定すること。

#### (11) 携帯電話位置情報データ（地理空間情報）の活用

携帯電話位置情報データなどのビッグデータを活用した地理空間情報の分析は、人やモノの流れを時系列的に可視化できるなど、新たな交通量調査方法として近年注目を浴びてきている。今回、携帯電話のログデータを分析することにより、ゾーン別の人の存在数、トリップ長の確認、ピーク時の集中度合・比率などが分かるため、既往の四段階推定法の精度検証を行って、必要によりその補正を行うこと。

なお、携帯電話のログデータは個人情報のため、データの取り扱いはログデータ情報を保有する現地企業と協力実績のある東京大学空間情報科学研究センターが行うこととなっており、その利用に際して JICA 及び東京大学が現地企業と MOU（協議議事録）の締結を行う予定である。については、同大学を本業務に関与させることとし、その関与に当たっては、東京大学と調整の上、プロポーザルにて提案すること。なお、現地企業との協議については、MOU にもとづき JICA（又は東京大学）が行う。

#### (12) 他ドナーとの情報共有

本業務は、戦略・政策レベルとして制度、組織面の提言も含まれることから、随時 WB や ADB 等他ドナーとの情報共有を図りつつ進めていくこと。

#### (13) 環境社会配慮

本業務においては、戦略的環境アセスメント（SEA：Strategic Environmental Assessment）の考え方を導入することとする。具体的には、計画策定と優先プロジェクトの選定に当たり、重要な環境社会影響項目とその評価方法を設定し、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行うこととする。

優先度の高い都市交通整備計画については、自然環境・社会環境の現状双方につき、戦略的環境アセスメントの考え方を反映し早期段階から情報の収集・検討を行っておく必要がある。

#### (14) 関係機関との連携

本業務を実施するに当たり、C/P 機関である DTCA の他、ステークホルダーと緊密に連携をする必要がある。ステークホルダーとしては上記（４）に述べた機関のほか、WB による STP を受託した Bangladesh Consultants Limited (BCL)、バングラデシュの都市開発計画に関与してきた Bangladesh University of Engineering and Technology (BUET) 等が想定される。

#### (15) 国内の支援体制について

本業務の国内支援の一環として、DHUTS に引き続き、国内支援アドバイザーとして東京海洋大学兵藤教授による助言をいただく予定である。

(16) JICA バングラデシュ事務所への報告について

業務期間中、各種協議、セミナー、ワークショップやレポート提出のタイミングにおいて、JICA バングラデシュ事務所へのタイムリーな報告を行うこと。

6. 業務の内容

(1) 関連情報の収集及び現況把握

既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、下記の項目に沿って、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

- 1) 既存の都市交通計画・プロジェクトのレビュー (STP及びDHUTS、MRT6号線計画、BRT3号線計画含む)
- 2) 既存の都市開発計画・プロジェクトのレビュー (民間開発計画を含む特に郊外)
- 3) 都市交通計画に係る実施機関及び組織の把握
- 4) 都市交通計画に係る法制度類の把握
- 5) 道路及び交通サービスのインベントリー調査 (現地再委託可)
- 6) 土地利用状況の確認 (現地再委託可)
- 7) 社会・経済状況及び自然状況の確認 (現地再委託可)
- 8) 環境社会配慮にかかる基礎情報収集 (現地再委託可)

(2) インセプションレポートの説明・協議

1) インセプションレポートの作成

上記1)～4)、調査エリアの考え方、本業務の進め方を取りまとめてインセプションレポートを作成する。

2) インセプションレポートの説明・協議 (国内)

インセプションレポートを当機構に説明・協議し、了解を受ける。協議結果は、別途協議議事録として取りまとめる。

3) インセプションレポートの説明・協議 (現地)

インセプションレポートを Steering Committee (SC) に説明・協議し、基本的了解を得る。協議結果は、別途協議議事録として取りまとめる。

(3) 交通量調査の実施 (現地再委託可)

STP または DHUTS で行った交通関係の調査は、パーソントリップ調査、コードンライン調査、スクリーンライン調査、断面交通量調査、公共交通利用実態調査、リキシャ動向調査、自動車など走行速度調査などがあるが、今回は全面的に実施するものではなく、既往の結果を最大限に活用した上で、DMA 郊外部を中心とした補足的な交通量調査となるように提案すること。具体的には、**第3 業務実施上の条件**の6. 現地再委託・国内再委託の(5)交通量調査を参照のこと。調査エリアは、現段階では【参考資料1】の対象地域②を想定エリアと考えているが、実際にはバングラデシュ側とのインセプションレポートの説明・協議通りとする。

1) DMA 郊外部を含んだゾーニング見直し

5. (1)(2)(3)に留意し、DMA 郊外部におけるニュータウン開発に着目したDMA 郊外部のゾーニングを設定すること。

2) 既存の調査を活用した補足交通量調査の計画

5. (8) に留意し、必要な補足交通量調査を実施する。その調査計画・規模については、プロポーザルで提案すること。

3) 補足交通量調査の実施（パーソントリップ調査等）

5. (9) (10) に留意し、補足交通量調査を実施する。

4) 携帯電話位置情報データ（地理空間情報）の可視化による行動分析（国内再委託可）

5. (11) に記載の通り、今回新しく取り入れるものであるが、その分析手法や結果の活用方法については、東京大学空間情報科学研究センターを関与させること。

5) 上記調査結果の分析・とりまとめ

6) 都市交通データベースの整備（現地再委託可）

既存のデータベースを活用して、土地利用、道路インベントリー、交通量調査などの情報を一元管理するための GIS 等のデータベースを構築する。

7) 都市交通に関する問題の特定

まとめた交通量調査の結果から、考察を行い、ダッカの都市交通に関する問題の洗い出しを行うこと。

#### (4) 将来交通量需要予測のアップデート

需要予測モデルは、STP または DHUTS を踏襲しつつ、下記の項目に沿って検討し、上記交通量調査結果の反映や DMA 郊外部の予測ができるようなモデルとすること。需要予測の最終年次は 2035 年とし、短期（10 年後）・中長期（20 年後）の予測を行うこと。

1) 社会経済フレームワークの設定

2) 都市開発フレームワークの設定

3) 需要予測モデル作成と将来交通量需要予測

4) 都市交通整備シナリオ案の策定と評価

将来交通需要予測の結果から、公共交通計画、道路整備計画を含む総合都市交通整備シナリオ案を複数策定し、これの比較検討、評価を行うこと。

5) 最適な都市交通整備シナリオ案の選定

上記のシナリオ案の中から最適なシナリオ案を選定すること。

#### (5) インテリムレポート1の作成・説明・協議

(1) の 5) ~ 8) の各種調査、(3) 交通量調査、(4) 将来交通量需要予測の結果について、インテリムレポート1としてとりまとめ、JICA および Steering Committee (SC) に説明・協議し、基本的了解を得る。協議結果は、別途協議議事録として取りまとめる。

#### (6) 総合都市交通計画のアップデート

STP の構成を踏襲しつつ、下記の項目に沿って検討し、総合都市交通計画のアップデートを行う。

1) 段階的（短期、中長期）な総合都市交通計画の策定

(4) で選定された最適な都市交通整備シナリオ案について、2035 年を見据えて段階的（短期(10 年)、中長期(20 年)）な整備についての計画案の策定を行う。

- 2) 各段階における概略事業費の算出
  - 3) 段階的整備スケジュールの策定  
公共交通計画、道路整備計画の個別路線について、整備スケジュールを策定する。
  - 4) 公共交通計画、道路整備計画、交通管理計画のアップデート  
STP に記載の各計画のアップデートを行う。
  - 5) 戦略的環境アセスメント (SEA) の考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討 (一部現地再委託可)  
5. (13) に記載の通り、SEA を行う。重要な環境社会影響項目とその評価方法を設定し、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。
  - 6) 次期優先プロジェクトの選定  
上記の中から、JICA 及びバングラデシュ側と十分協議を行った上で、公共交通計画の次期優先プロジェクトの選定を行う。
- (7) インテリムレポート2の作成・説明・協議  
(6) 総合都市交通計画のアップデートの結果について、インテリムレポート2としてとりまとめ、JICA および Steering Committee (SC) に説明・協議し、基本的了解を得る。協議結果は、別途協議議事録として取りまとめる。
- (8) 次期優先プロジェクトに向けた課題整理  
次期優先プロジェクトについて、下記の項目に沿って JICA 及びバングラデシュ側と十分協議を行いながら、事業化に向けた予備的な検討及び課題整理を行う。
- 1) 事業計画策定に向けた課題整理
  - 2) 概略事業費の算出に向けた条件整理
  - 3) 財源及び経済財務に関する情報収集
  - 4) 法制度、組織体制、ロードマップの提案
  - 5) 環境社会影響の準備 (住民移転規模、必要な環境配慮内容等) (一部現地再委託可)
- (9) 交通量調査、需要予測、データ分析に係る技術移転  
5. (7) 記載の通り、本業務の中で実施した、交通量調査、需要予測、データ分析について、OJT やワークショップを2回程度 (1回15名程度) 実施し、DTCA への技術移転を行うこと。
- (10) STP 改訂報告書の作成  
(1) ~ (8) の成果を反映して、STP を構成する「Strategic Transport Plan」、 「Urban Transport Policy」、 「Institutional Strengthening & Capacity Building」の3報告書についてアップデートを行う。なお、STP 改訂報告書のその後のアップデート時期や方法については、プロポーザルで提案すること。
- (11) イメージ動画の作成  
本事業の完成イメージとなる3分程度のCG動画を作成する。作成にあたり、動画内容 (車両、改札等) は、本事業整備前後が分かるような構成にするとともに、構成案ができた段階で JICA の了解を取ってから制作に着手すること。また、完成

したCG動画は、JICAの了解を取ってから最終成果品のCD-Rに収めるとともに、先方実施機関経由でインターネットサイト等にアップすること。

(参考 URL : <http://www.youtube.com/watch?v=R1a0iEpUjNA>)

(12) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

(8) 次期優先プロジェクトに向けた課題整理、(9) DTCA への技術移転、(10) STP 改訂報告書、(11) イメージ動画を中心に、これまでの成果も含めたすべての成果をドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめ、JICA および Steering Committee (SC) に説明・協議し、基本的了解を得る。協議結果は、別途協議議事録として取りまとめる。なお、STP 改訂報告書は分冊形式としてとりまとめる。

(13) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポート提出してから概ね1か月をめどに機構及び先方実施機関からのコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、機構に提出する。なお、STP 改訂報告書は分冊形式としてとりまとめる。

## 7. 成果品等

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(7)ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に当機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10日以内

部数：和文3部(ホッチキス止め)

(2) インセプションレポート(IC/R)

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後半月以内

部数：英文15部、和文5部(それぞれ簡易製本)

(3) インテリムレポート1(IT/R 1)

記載事項：交通量調査、将来交通量需要予測の結果等

提出時期：調査開始6か月半後を目処

部数：英文15部、要約編和文5部(それぞれ簡易製本)

(4) インテリムレポート2(IT/R 2)

記載事項：総合都市交通計画のアップデートの結果等

提出時期：調査開始11ヶ月半後を目処

部数：英文15部、要約編和文5部(それぞれ簡易製本)

(5) ドラフトファイナルレポート(DF/R)

記載事項：プロジェクトの全体成果

提出時期：調査開始13か月半後を目処

部数：英文15部、要約編和文5部(それぞれ簡易製本)

(7) ファイナルレポート(F/R)

記載事項：プロジェクトの全体成果

提出時期：ドラフトファイナルレポートに対するバングラデシュ側コメント提出から2か月以内

部 数：英文25部、要約編和文10部（それぞれ製本）およびCD-R 5部

(8) デジタルデータ集

記載事項：GIS等のデータベース、プロジェクト対象サイト等のデジタル画像およびCG動画ファイル

提出時期：調査開始11ヶ月半後を目処

部 数：CD-R 5部

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 調査工程

2014年1月中旬より業務を開始し、2014年7月下旬を目途にインテリムレポート1、2014年12月下旬を目途にインテリムレポート2、2015年2月下旬までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、2015年5月下旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目安

合計 約47.5M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に示す格付けは目安であり、これと異なる格付けを提案することも認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／総合都市交通計画（1号）
- 2) 都市開発計画（2号）
- 3) 社会経済状況調査
- 4) 交通量調査
- 5) 交通需要予測
- 6) 地理空間情報分析
- 7) 土地利用計画
- 8) 地域開発計画
- 9) 防災・治水計画
- 10) 軌道系交通計画（3号）
- 11) 道路計画
- 12) 財源及び経済・財務分析
- 13) 組織・制度
- 14) 環境社会配慮
- 15) データベース構築／都市交通計画補助

#### 3. 相手国の便宜供与

合意事項（R/D）を参照のこと。

#### 4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

配布資料：合意事項（R/D）

予備調査報告書（2013年度）

バングラデシュ運輸セクターポジションペーパー（2013年度）  
閲覧資料：ダッカ都市交通戦略計画（STP）  
ダッカ都市交通網整備事業準備調査（DHUTS）（JICA、2009～2011年度）  
ダッカ都市交通整備事業（I）事前評価表  
バングラデシュ国経済特区情報収集・確認調査最終報告書（JICA、2013年度）  
上記閲覧資料は、当機構経済基盤開発部運輸交通・情報通信第一課において閲覧可能。

## 5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

## 6. 現地再委託・国内再委託

現地再委託または国内再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

上記業務にかかる経費については、その数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。このため、当該経費の見積りについては参考見積とするため、分けて見積もること。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

現地再委託または国内再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定および契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

### （1）道路及び交通サービスのインベントリー調査

実施目的：既存の道路及び交通サービスについて、最新の整備状況や開通情報を把握する。

実施地域：【参考資料1】の「対象地域②」を想定

実施項目：対象地域内の主要道路についての整備状況や開通情報を収集するとともに、実際の走行による確認

### （2）土地利用状況の確認

実施目的：現在の土地利用状況について、最新の状況を把握する。

実施地域：【参考資料1】の「対象地域②」を想定

実施項目：対象地域内の主要道路沿いの地域についての土地利用状況の情報を収集するとともに現地の確認

### （3）社会・経済状況及び自然状況の確認

実施目的：現在の社会・経済状況及び自然状況について、最新のデータ及び状況を把握する。



実施地域：【参考資料1】の**対象地域②**を想定

実施項目：対象地域内の社会・経済状況についての最新のデータの収集、及び自然状況についての情報を収集するとともに現地の確認

(4) 戦略的環境アセスメント(SEA)の考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討、環境社会影響の準備(住民移転規模、必要な環境配慮内容等)

実施目的：環境社会配慮にかかる基礎情報収集、影響項目のスコーピング、必要なデータや現地住民の情報・意見の収集・分析を行う。

実施地域：【参考資料1】の**対象地域②**を想定

実施項目：情報収集・分析、影響項目のスコーピング補助等

(5) 交通量調査

実施目的：STP及びDHUTSを補足する交通量調査を実施する。

実施地域：【参考資料1】の**対象地域②**を想定

実施項目：以下のとおりと考えるが、プロポーザルにて提案すること。また、具体的にはバングラデシュ側と協議して決める。

・パーソントリップ調査

対象地域②のうちDCC以外エリアのゾーニングを細分化して、

DCCエリア内 約6,000世帯

DMAエリア(DCCエリア除く)内 約7,000世帯

RAJUKエリア(DMAエリア除く)内 約4,000世帯

について実施するとともに、DHUTSで行った16,394世帯のデータについては補正を行うこと。

・コードンライン調査

コードンラインをDHUTSのときより外側に設置して、約15地点で実施を想定。

・スクリーンライン調査

約60地点での実施を想定。

・公共交通利用実態調査

バス、リキシャ、CNG、鉄道、水運、バスターミナル。鉄道駅、船着場の8か所で実施を想定。

・自動車など走行速度調査

バス11路線で実施を想定。

その他必要な調査があれば、プロポーザルで提案すること。

(6) 携帯電話位置情報データ(地理空間情報)の可視化による行動分析

実施目的：携帯電話のログデータを用いて、地理空間情報として人やモノの流れを時系列的に可視化し、行動分析を行う。

実施地域：首都圏開発庁(RAJUK)管轄エリア

実施項目：携帯電話ログ解析、地理空間情報としての人の流れの可視化、行動分析

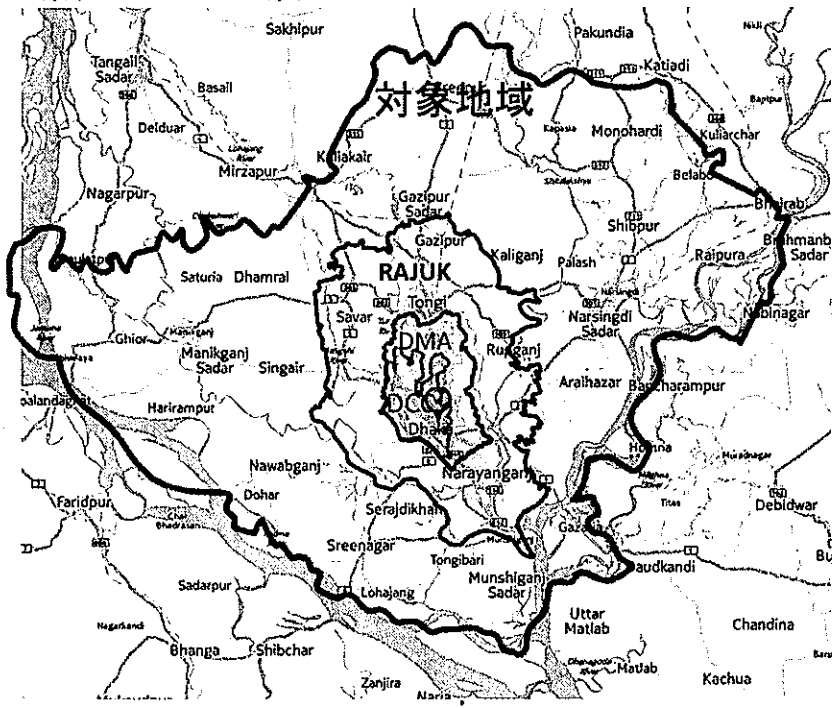
## 7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

対象地域① DTCA 要望の計画対象地域

(ダッカ県、ガジプール県、マニクゴンジ県、ムンシゴンジ県、ナラヤンゴンジ県、ノルシンジ県)



対象地域② 現時点の当機構想定の計画対象地域

(具体的にはバングラデシュ側と協議して決める)

